

# 公立大学法人横浜市立大学研究不正防止計画推進委員会規程

制 定 平成 21 年 5 月 14 日 規程第 150 号  
最近改正 令和 6 年 2 月 1 日 規程第 2 号

## (趣旨)

第 1 条 公立大学法人横浜市立大学研究不正防止計画（以下「研究不正防止計画」という。）を推進するため、公立大学法人横浜市立大学研究活動の不正行為及び研究費の不正使用防止等に関する規程第 10 条に基づき、公立大学法人横浜市立大学研究不正防止計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 委員会は、研究不正防止計画を推進するため、次の各号に定める事項を所掌する。

- (1) 研究不正防止計画の策定・実施に関すること
- (2) 研究不正防止計画に係る年度計画の策定・実施に関すること
- (3) 研究不正防止計画の全学的な周知・徹底に関すること
- (4) その他研究活動の不正行為防止及び研究費の不正使用防止に関する事項

## (組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員等をもって組織する。

- (1) 「公立大学法人横浜市立大学研究活動の不正行為及び研究費の不正使用防止等に関する規程」に定める最高管理責任者、統括管理責任者及び研究コンプライアンス推進責任者
- (2) 研究・产学連携推進センター長、研究リスクマネジメント部門長
- (3) 副局長、学務・教務部長、研究推進部長、医学・病院統括部長、市民総合医療センター管理部長
- (4) 前各号に掲げた者以外で、委員長が特に必要と認めた者

2 前項に規定する委員のほか、委員長が必要と認めた場合、指定する外部有識者をオブザーバーとして加えることができる。

## (委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は最高管理責任者をもって、副委員長は統括管理責任者をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

## (下部組織)

第 5 条 委員会は、所掌事項に関する検討を行うために、下部組織として、研究不正防止計画推進委員会関係課長会、研究費検討会及び研究公正検討会を設置する。また、それぞれの検討会の下に検討部会を設置する。

2 研究不正防止計画推進委員会関係課長会は別表 1 に定める者をもって組織する。また、研究費検討会及び研究公正検討会は別表 2 に定める者をもって組織する。

3 研究費検討会及び研究公正検討会で検討された結果は、その内容により研究不正

防止計画推進委員会課長会で承認を受けるものとする。当該課長会は委員会に報告を行ない、最終決議を受けるものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、研究基盤課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年5月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第48号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第45号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規程第27号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規程第2号）

この規程は、令和6年2月1日から施行する。

別表 1 (課長会構成員)

企画財務課長
総務課長
人事課長
教育推進課長
研究・产学連携推進課長
研究基盤課長
医学・病院企画課長
臨床研究推進課長
職員課長
医学教育推進課長
市民総合医療センター管理部 総務課長
総務課コンプライアンス推進担当課長

別表 2 (研究費検討会構成員)

企画財務課企画財務担当係長及び職員
研究基盤課研究費管理担当係長及び職員
研究基盤課医学系研究費管理担当係長及び職員
医学・病院企画課財務担当係長及び職員
臨床研究推進課臨床研究推進担当 係長及び職員
附属病院 臨床試験管理室 係長及び職員
市民総合医療センター管理部総務課庶務担当係長及び職員
市民総合医療センター管理部経営企画課経営企画担当係長及び職員
市民総合医療センター治験管理室 係長及び職員
総務課コンプライアンス推進担当 係長及び職員

別表 2 (研究公正検討会構成員)

教育推進課教務担当係長及び職員
研究基盤課研究費管理担当係長及び職員
研究基盤課医学系研究費管理担当係長及び職員
臨床研究推進課臨床研究推進担当 係長及び職員
医学教育推進課担当係長及び職員
総務課コンプライアンス推進担当係長及び職員